

※最新版は、

https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/leaf_series
から直接ダウンロードできます。



特別支援教育リーフ Vol.21

知的障害のある児童生徒の 学びを支える学習評価について



独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

インターネットによる講義配信もあります。詳しくは「[NISE 学びラボ](#)」へ



観点別学習状況の評価について

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領には、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科が示されています。これらのことを本号では、「知的障害のある児童生徒のための各教科」と表します。

観点別学習状況の評価とは、各教科の評価に際して、学校における児童生徒の学習状況を、複数の観点から、それぞれの観点ごとに分析する評価のことです。児童生徒の学習状況を分析的に捉え、教師が指導の充実を図るとともに、児童生徒が自らの学びを振り返り、次の学びに向かうことができるようにすることが期待されています。

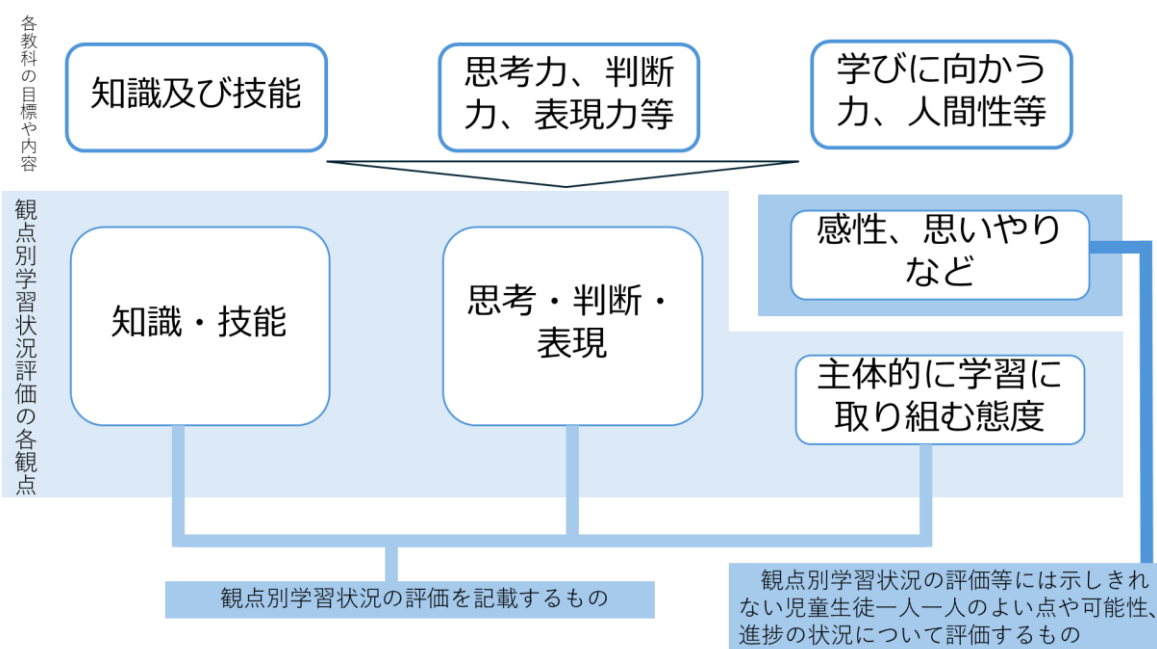
知的障害のある児童生徒のための各教科の観点別学習状況の評価は、各教科の目標・内容に照らし、具体的に定めた指導内容、実現状況等を箇条書き等により文章で端的に記述します。

◆知的障害のある児童生徒の各教科の観点別学習状況の評価構造は、基本的に小学校や中学校の各教科の評価の考え方と一緒に、各教科の目標・内容に照らして、実現状況などを文章で記述していきます。

評価の基本構造は、小・中学校と同様です

知的障害のある児童生徒のための各教科の学習評価の基本構造は、小学校や中学校の各教科における基本構造と同様です。

育成を目指す三つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」がバランスよく実現できるよう、児童生徒の学習状況を観点別に把握していきます。評価の記載は、観点ごとに、箇条書きに記載することもあれば、3つの観点を踏まえた内容を一文にして、記載することなど各校の状況に合わせて工夫することができます。



各教科における評価の基本構造

注：特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料（令和2年4月文部科学省）P10 図3を参考に作成

学習評価の基本的な流れ

(1) 評価規準について



評価規準とは、学習指導要領に示す目標の実現状況を判断するよりどころとなるものです。各教科を通して育成を目指す資質・能力の質的な面を分析的に捉える際に必要となります。

(2) 評価規準の作成について

評価規準の作成に当たっては、学習指導要領に示す各教科の目標に基づく「評価の観点及びその趣旨」及び「段階別の評価の観点及びその趣旨」について、改善等通知（注）に示されていますので、授業者間で共有して確認しておく必要があります。



（注）「改善等通知」とは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」平成 31 年 3 月 29 日 初等中等教育局長通知」のことで、

URL はこちら→ https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm

改善等通知別紙 4 に掲載されている小学部生活科の評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付いているとともに、生活に必要な習慣や技能を身に付けている。	自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて理解し、考えたことを表現している。	自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学ぼうとしたり、生活を豊かにしようとしていたりしている。

(3) 内容のまとめりごとの評価規準

内容のまとめりとは、特別支援学校小・中学部学習指導要領に示されている各教科等の「2 各段階の目標及び内容」の「(2) 内容」において、示されているものが、「内容のまとめり」です。

「(2) 内容」の記載事項の文末を「～すること」から「～している」と変換したものが、「内容のまとめりごとの評価規準」と呼ばれるものです。

例 小学部生活科 1 段階の内容から

(ア) 簡単な身辺処理に気づき、教師と一緒に行おうとすること。(生活科の内容)

→ 簡単な身辺処理に気づき、教師と一緒に行おうとしている。(内容のまとめりごとの評価規準)



ただし、「主体的に学習に取り組む態度」については、児童生徒の学習への継続的な取組を通して現れる性質を有していることなどから、「(2) 内容」に記載がありません。そのため、各段階の「(1) 目標」を参考にしつつ、必要に応じて、段階別の観点の評価の趣旨のうち「主体的に学習に取り組む態度」に関わる部分を用いて「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する必要があります。



生活に生きる学び

☆さらなる理解のために☆

学習指導要領

「(2) 内容」及び「内容のまとめりごとの評価規準(例)」

学習指導要領 (2)内容	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	簡単な身辺処理に関する初歩的な知識や技能を身に付けること。	簡単な身辺処理に気付き、教師と一緒に行動すること。	※内容には、学びに向かう力、人間性等について示されていないことから、生活科の目標(3)及び1段階の目標ウを参考にする。

内容のまとめりごとの評価規準 (例)	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	簡単な身辺処理に関する初歩的な知識や技能を身に付けている。	簡単な身辺処理に気付き、教師と一緒に行動している。	食事や用便等の生活習慣に関わる初歩的な学習活動を通して、自分のことに取り組もうとしたり、生活に生かそうとしたりしている。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価規準については、当該の単元で育成する資質・能力と児童の発達の段階に応じて作成していきます。次の2つの側面をみます。

- ① 粘り強い取組を行おうとする側面：知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面
- ② 自らの学習を調整しようとする側面：①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面

児童生徒が、自ら学習を調整する姿を見定めることが困難な場合があり得るため、①と②の側面を想定した学習活動を考えて授業構想することなど、大切になります。



最後に、観点別学習評価に関しては、「1回の授業で、3つの観点で常に評価しなくてはいけないのですか」という質問がよくあります。学習評価では、日々の授業の中で、児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善や充実生かせるようにしていくことが大切です。毎回の授業ではなく、単元や題材、内容や時間のまとめりごとに、学習の実現状況を把握できる段階で行うことなど、効果的な評価の場面を精選しておくことが大切です。

<参考情報>

○文部科学省 特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料(令和2年4月)

○国立特別支援教育総合研究所 「すけっとばすけっとマルチメディアウェブサイト」

「知的障害教育における学習評価に関する知見普及ページ」

知的障害特別支援学級を担当する先生をサポートするツールを集めたページです



すけっと Suketto



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

★NISEのホームページ

<https://www.nise.go.jp/nc/>



編集 情報・支援部

TEL 046-839-6803(代表)

初版発行 令和6年10月